

令和8年2月2日

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費に関する受領委任の取扱いの中止について

近畿厚生局和歌山事務所と和歌山県がはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが判明したため、下記のとおりはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止を決定しましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となる施術師

氏 名 坂本 昇次（さかもと しょうじ） 79歳
施術所名 明光鍼灸マッサージ院
施術所所在地 和歌山県田辺市明洋二丁目3-11
開設者 坂本 昇次

2 受領委任の取扱いの中止年月日

令和8年2月2日

（当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師は、原則として以後5年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規定

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成30年6月12日付け保発0612 第2号厚生労働省保険局長通知 最終改正：令和7年12月3日付け保発1203 第2号厚生労働省保険局長通知）

4 監査を行うに至った経緯

保険者が患者調査を行ったところ、往療料が請求されているにもかかわらず、施術所で施術を受けた旨回答があったため、当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に聞き取り調査を行ったところ、不正請求を認め、既に保険者に対し、3,531,791円の返還を行っているとの情報提供があった。

このことから、当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して個別指導を実施したところ、不正請求を認めたため、監査を実施した。

5 受領委任の取扱いの中止に至った主な事由

（1）不正事項

- ・ 施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。
- ・ 実際の施術日以外に施術を行ったものとして、施術日数を付け増して、療養費を不正に請求していた。
- ・ 実際には施術所で施術を行っているにもかかわらず、往療にて施術を行ったものとして、往療料を付け増して、療養費を不正に請求していた。

(2) 不当事項

- 算定要件を満たさない施術報告書交付料を不当に請求していた。
- 再同意（同意書）より後に施術報告書が交付されているにもかかわらず、施術報告書交付料を請求していた。

(3) 監査時に判明した不正請求額

令和3年7月から令和5年5月までの施術分

6名分 金額 1,120,568円

(参考)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱い」とは

- 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみをはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- 受領委任の取扱いの中止措置を受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師は、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができません。